

国会職員法の一部を改正する法律

(平成一八年六月一四日法律第七一号)(参)

一、提案理由(平成一八年四月一九日・参議院本会議)

溝手顕正君 ただいま議題となりました国会職員法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであります。

以上が本法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(平成一八年六月八日)

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました国会職員法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国会職員が留学中または留学終了後早期に離職した場合には、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部または一部を償還させようとするもので、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

本案は、参議院提出によるもので、去る五月二十三日本委員会に付託され、本日提出者の参議院議院運営委員長溝手顕正君から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。